

重点的なテーマに対する取り組みと 活動計画(案)

重点的なテーマの取り組みと活動計画（案）

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、以下の重点的なテーマを各発注機関がより一層、取り組むものとする。

また、重点的なテーマの推進にあたり、国・県は「発注者支援メニュー」等を活用しながら市町村支援を積極的に行うものとする。

1. 全国統一指標に基づく目標設定と目標達成の取り組み

- 公共工事の品質確保および建設業者の担い手確保のためには、発注者と受注者が適正な価格で工事契約を締結し、工事に従事する者の賃金や労働条件・環境が改善されるよう配慮することは発注者の責務である。
このため、工事発注において、特に重要となる「適切な予定価格の設定」、「適切な設計変更」、「施工時期の平準化」について、各発注機関が全国統一指標の現状を確認し、目標設定と目標達成に向けた取り組みを行うものとする。

2. 適切な工期設定

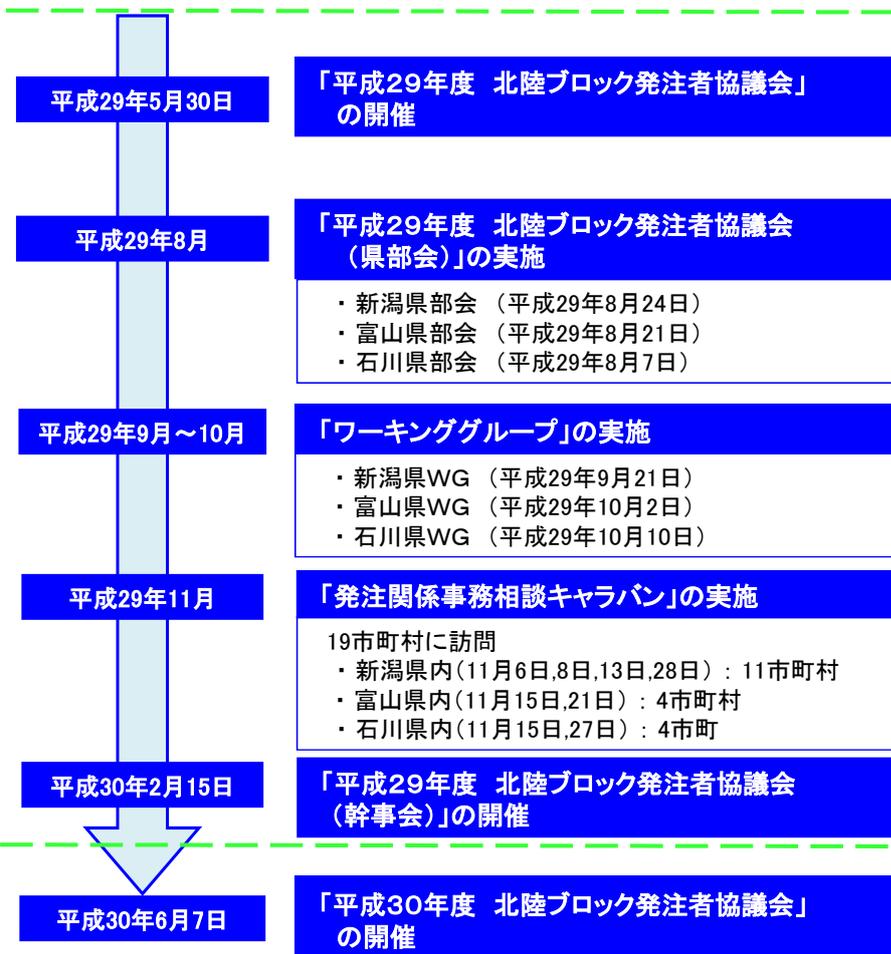
- 働き方改革の重要項目となる休日の確保、週休2日が確保できる環境整備や施工時期の平準化を推進するには適切な工期設定が必須である。
このため、各発注機関は自らの工期設定の状況を把握し、適切な工期設定が出来るよう取り組むものとする。

3. 発注見通しの統合化の推進

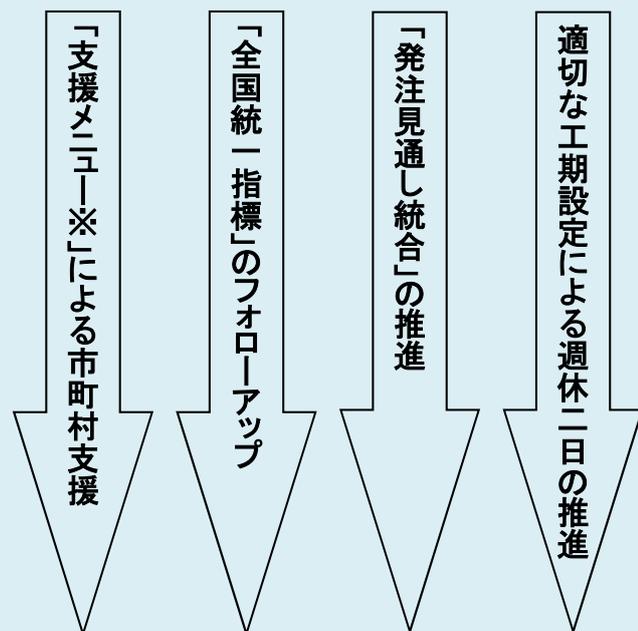
- 発注者は、受注者にとって計画的かつ効率的な人材の配置、資機材の活用を行いやすい環境が整えられるように、平成30年度内中に各発注機関の発注見通しを統合化し、公表するものとする。

昨年度の取り組み

平成29年度 北陸ブロック発注者協議会（昨年度の取り組み）



平成29年度の重点的なテーマ



「発注関係事務に関する支援メニュー※」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン（生産性向上）等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・（参考）北陸農政局の支援メニュー

※〔別冊〕資料参照

全国統一指標に基づく目標設定と 目標達成の取り組み

◆「全国統一指標」の取り組み

1. 適正な予定価格の設定
2. 適切な設計変更
3. 施工時期等の平準化

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年法律第18号 ⇒ 一部改正:平成26年6月4日公布・施行)

(目的)

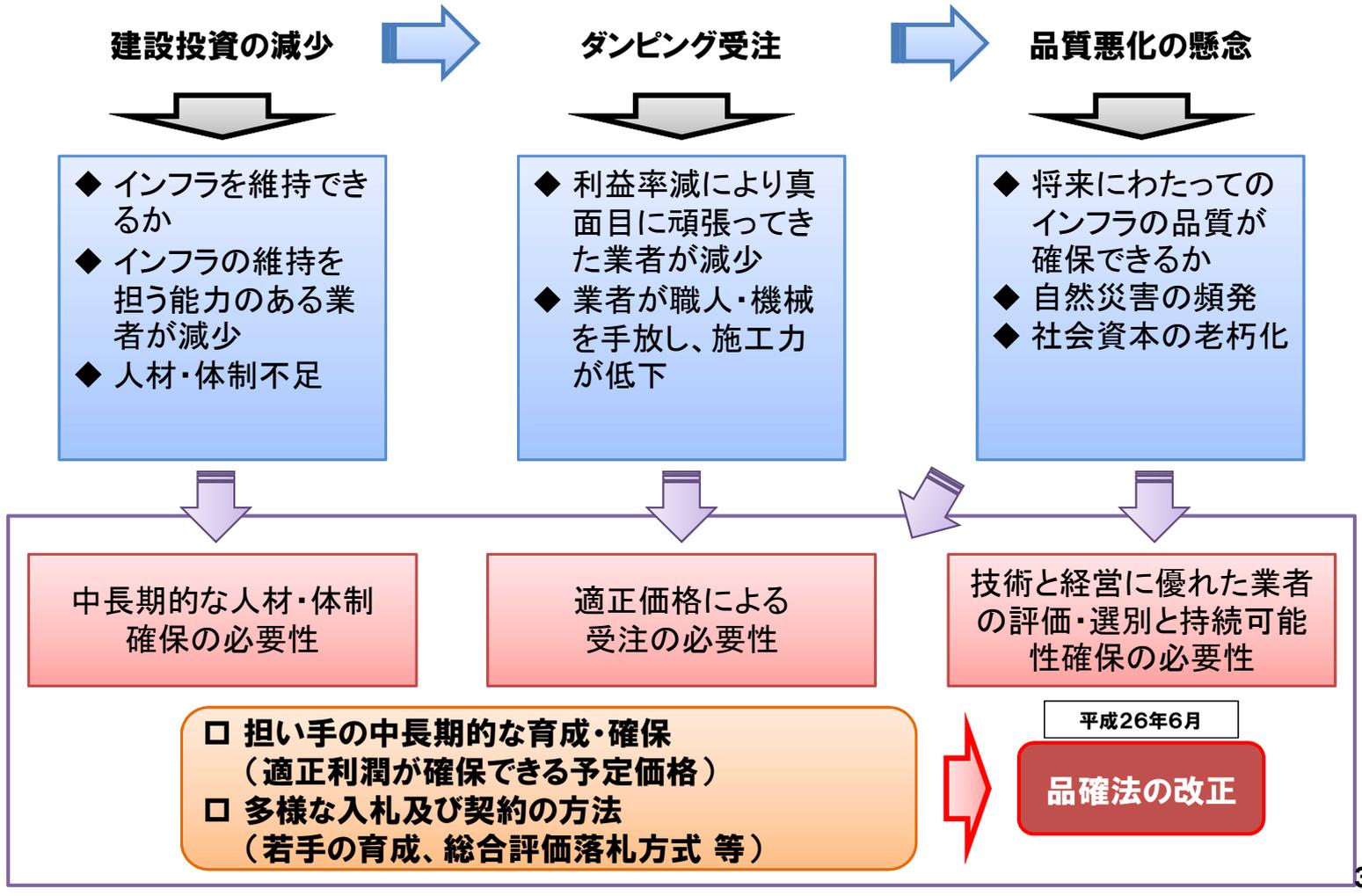
第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

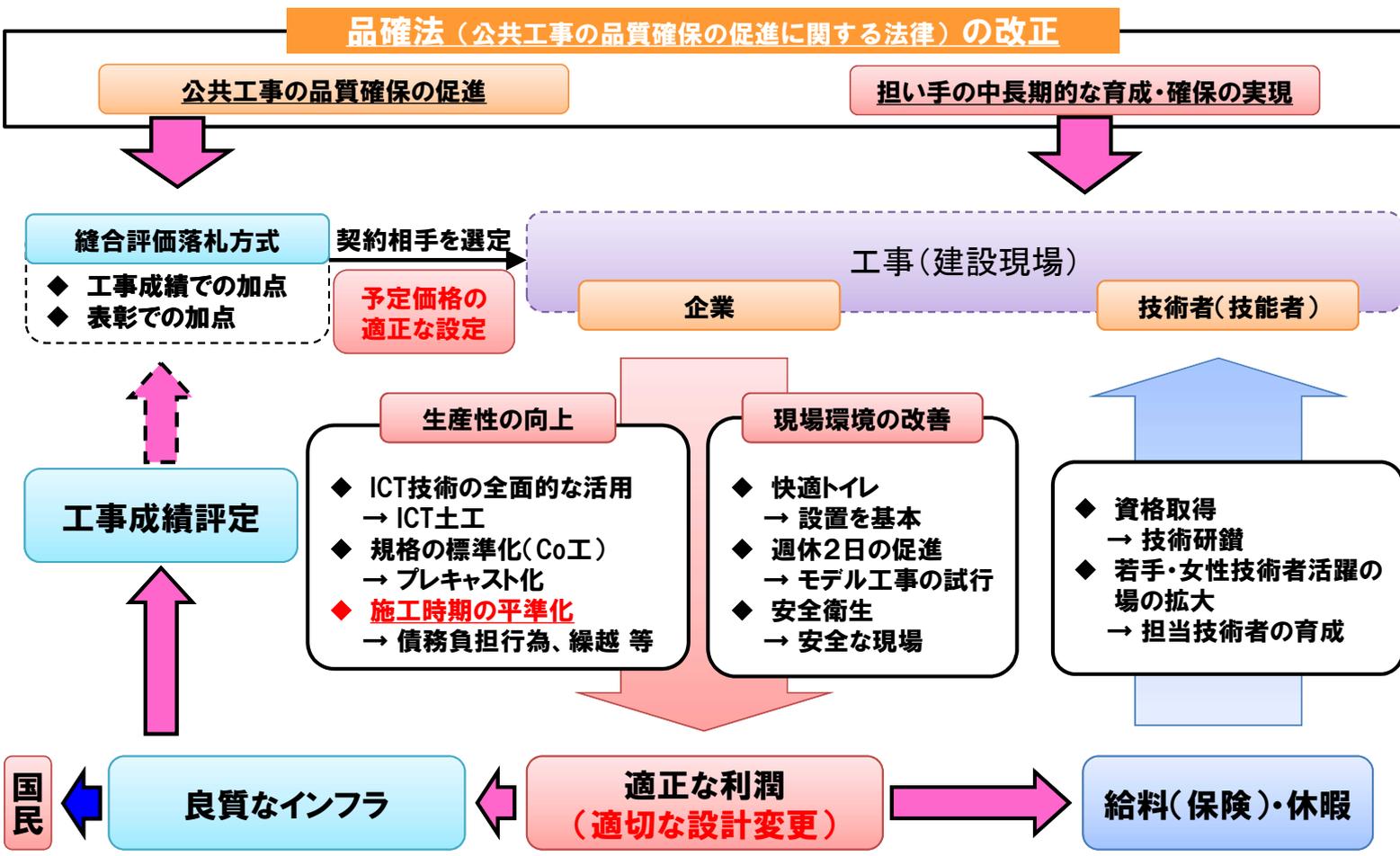
第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

品確法改正の背景・目的



品確法に基づく建設生産システム



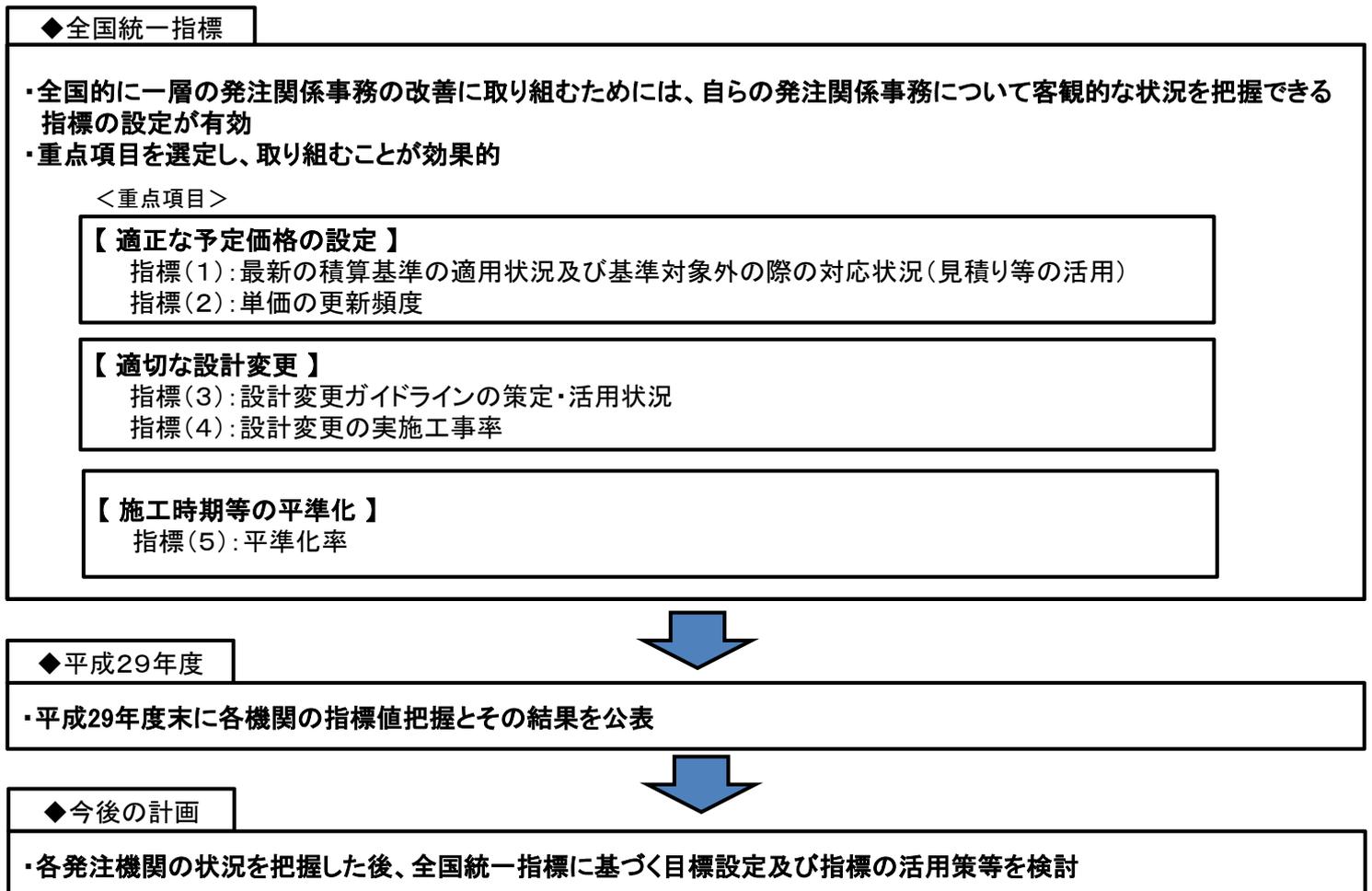
「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく 具体的な取組内容（工事）

□ 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等29機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国統一指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
発注段階	① 予定価格の適正な設定 受注者への適正な利潤を確保 適正な工期を前提、最新の積算基準・単価	① 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (総合評価落札方式の活用)
	② 歩切りの根絶 歩切りは品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 発注や施工時期の平準化 債務負担行為、余裕期間の設定、繰越(翌債)、発注時期の調整
入札	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等(ダンピング受注防止) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度の適切な活用。予定価格は、原則として事後公表。	③ 入札不調・不落時の見積り活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用し予定価格を適切に見直す。
工事	④ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用	④ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
その他	⑤ 適切な技術検査・工事成績評定等 各種技術検査、工事成績評定制度の活用	⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。
	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村等支援	
◆「⑥ 発注者間の連携体制の構築」については、「各部会、WGの開催」、「発注見通しの公表」で実施している。		◆「⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。 ◆北陸独自の取組みとして、「工事施工の円滑化4点セット」の活用を項目に追加。

5

「全国統一指標」の取り組み



6

「全国統一指標」の取り組み（進め方）

H27.1	「発注関係事務の運用に関する指針」に”必ず実施すべき事項”、”実施に努める事項”を位置付け
H28.2	「北陸ブロック発注者協議会 幹事会」において運用指針に基づき、積算、設計変更、平準化、技術検査や工事成績評定等の取り組み状況を収集
H28.8～	北陸ブロック発注者協議会の構成機関に全国統一指標(案)を意見照会
H29.2	「北陸ブロック発注者協議会 幹事会」で、全国統一指標の導入を提示
H29.5	「北陸ブロック発注者協議会」で、全国統一指標の導入を決定
H30.3	「北陸ブロック発注者協議会」等で、各機関の取り組み状況を確認・公表
以降	必要な連携や各種支援を実施しながら、目標設定、指標等の活用策を検討

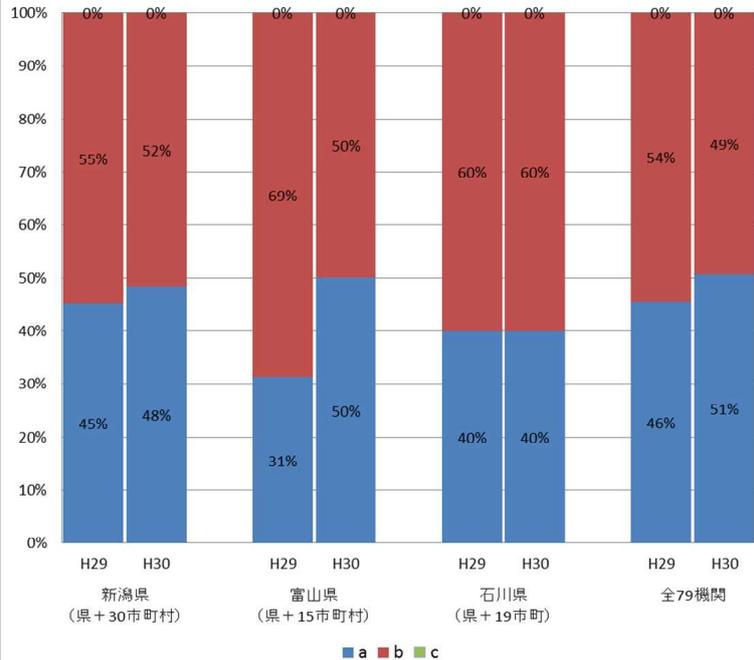
「全国統一指標」の取り組み（H29年度実績、H30年度計画）

【 適正な予定価格の設定 】

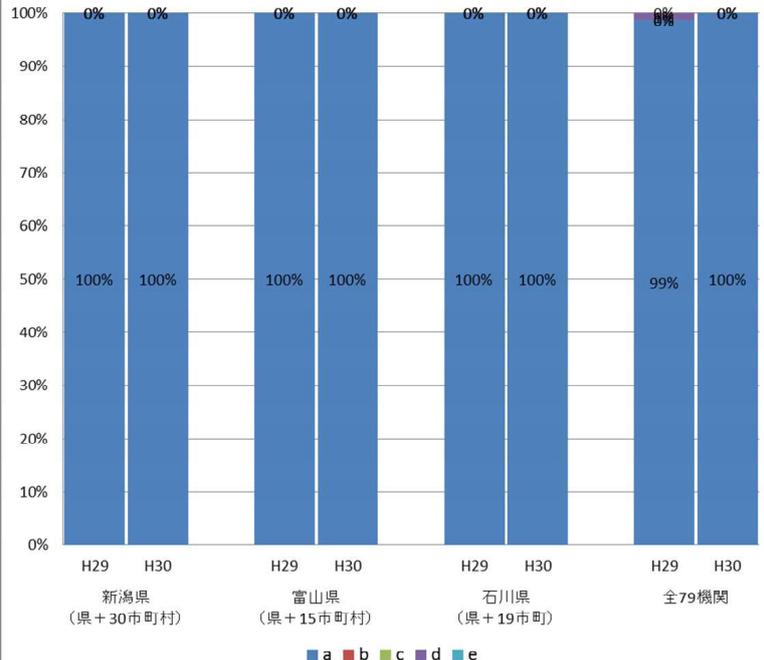
(1) 最新の積算基準の適用状況 及び基準対象外の際の対応状況

(2) 単価の更新頻度

最新の積算基準の適用状況



単価の更新頻度



a : 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の必要領を整備し活用
b : 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の必要領は整備していない
c : その他

a : 最新単価 (1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
b : 3ヶ月以内
c : 6ヶ月以内
d : 12ヶ月以内
e : それ以上

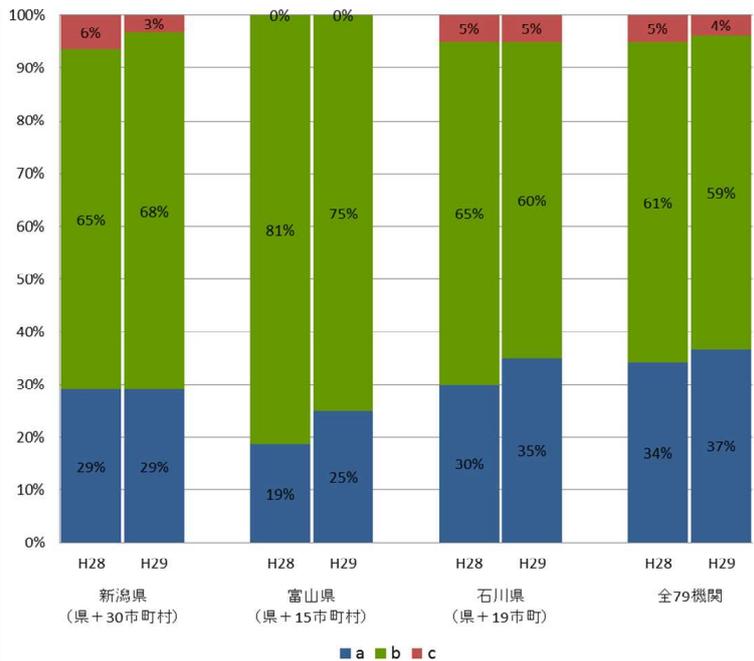
「全国統一指標」の取り組み（H28年度実績、H29年度実績）

【 適切な設計変更 】

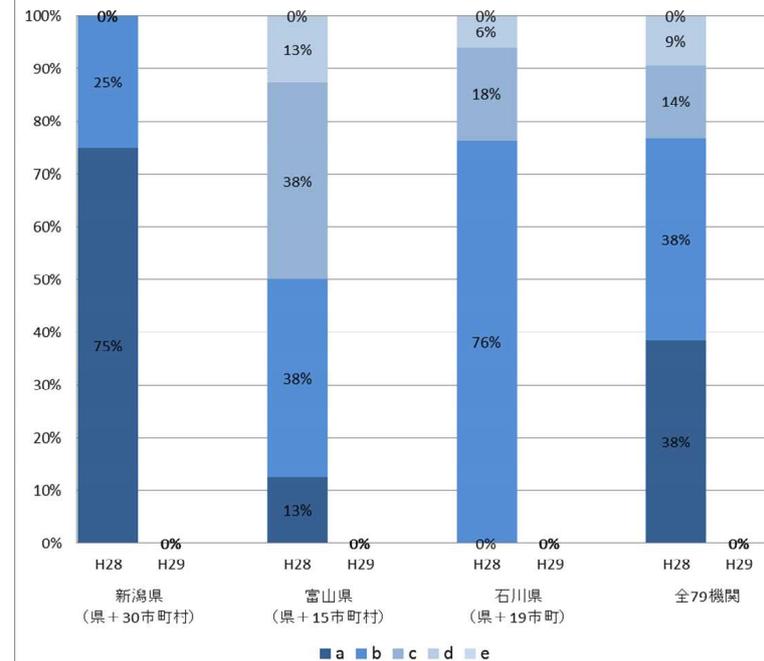
(3) 改正品確法を踏まえた設計変更 ガイドラインの策定・活用状況

(4) 設計変更の実施工事率

設計変更ガイドラインの策定・活用



設計変更の実施工事率



a : 指針を策定し、活用している。
b : 指針を策定していないが設計変更を実施している。
c : 設計変更を実施していない。

a : 変更率75%以上
b : 変更率50~75%
c : 変更率25~50%
d : 変更率0~25%
e : 設計変更を行っていない

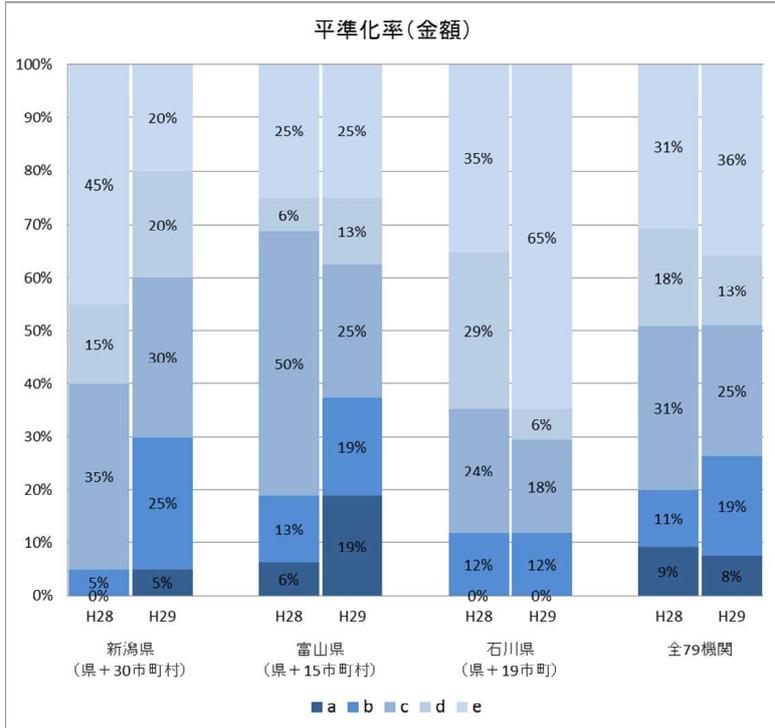
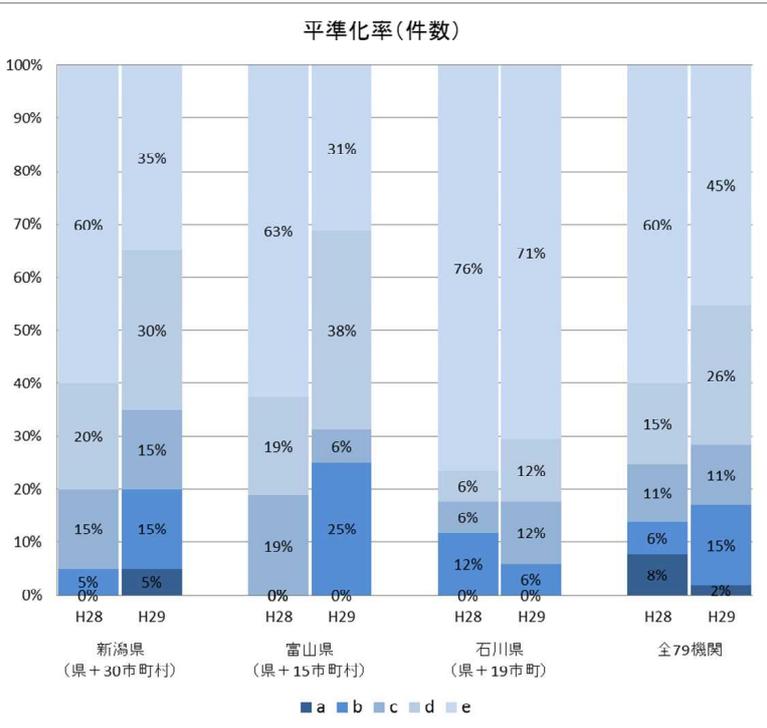
※H29年度実績は、国土交通本省にて集計中

「全国統一指標」の取り組み (H28年度実績、H29年度実績)

【 施工時期等の平準化 】

(5)平準化率(件数)

(5)平準化率(金額)

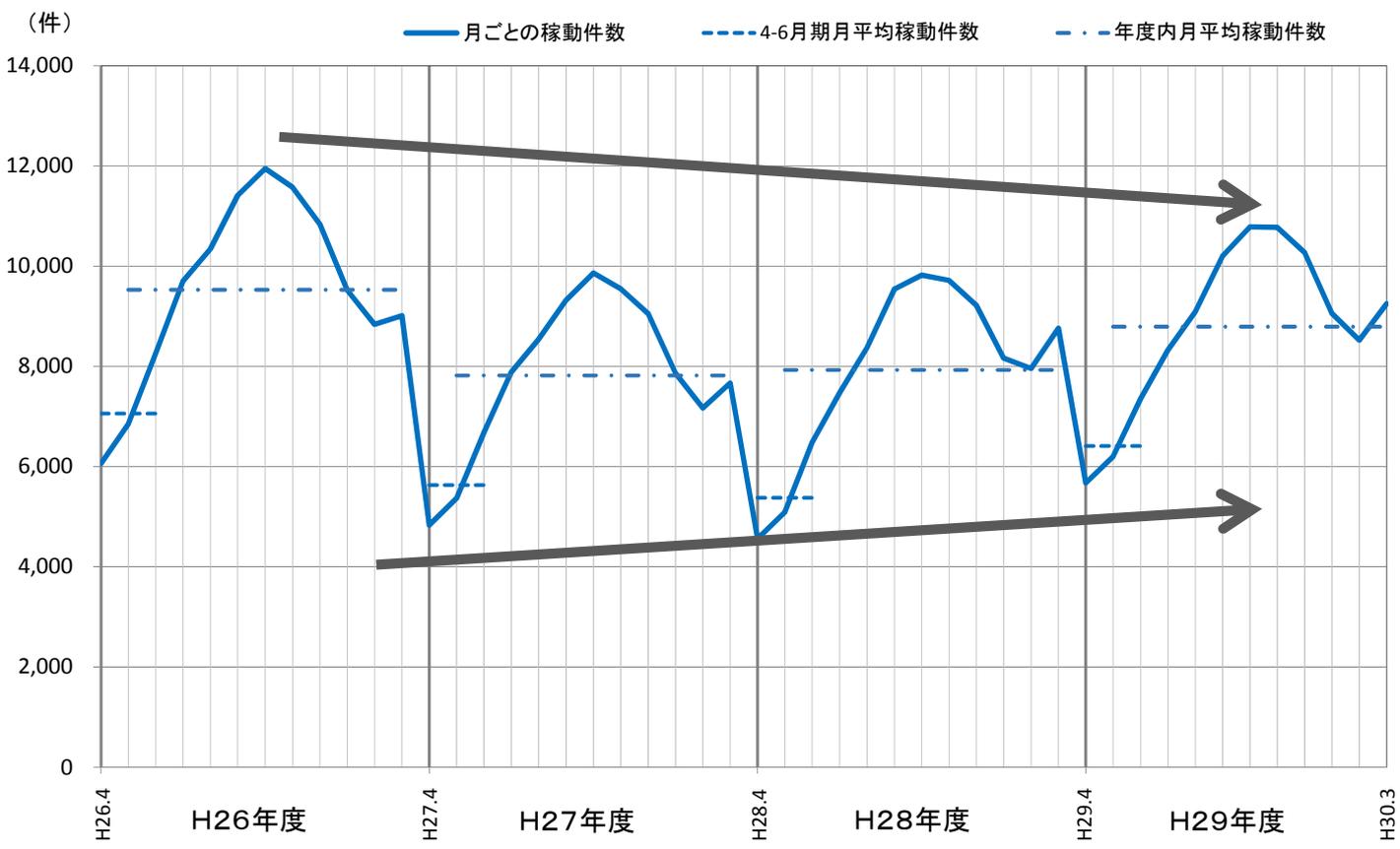


a: 平準化率0.9以上
 b: 平準化率0.9~0.8
 c: 平準化率0.8~0.7
 d: 平準化率0.7~0.6
 e: 平準化率0.6以下

a: 平準化率0.9以上
 b: 平準化率0.9~0.8
 c: 平準化率0.8~0.7
 d: 平準化率0.7~0.6
 e: 平準化率0.6以下

「全国統一指標」の取り組み (H26年度~H29年度実績)

◆ 月ごとの稼働件数ベース



※新潟県、富山県、石川県を施工箇所とし、コリンズに登録のある全ての発注機関のデータを元に作成

「全国統一指標」 適正な予定価格の設定(見積り活用方式)

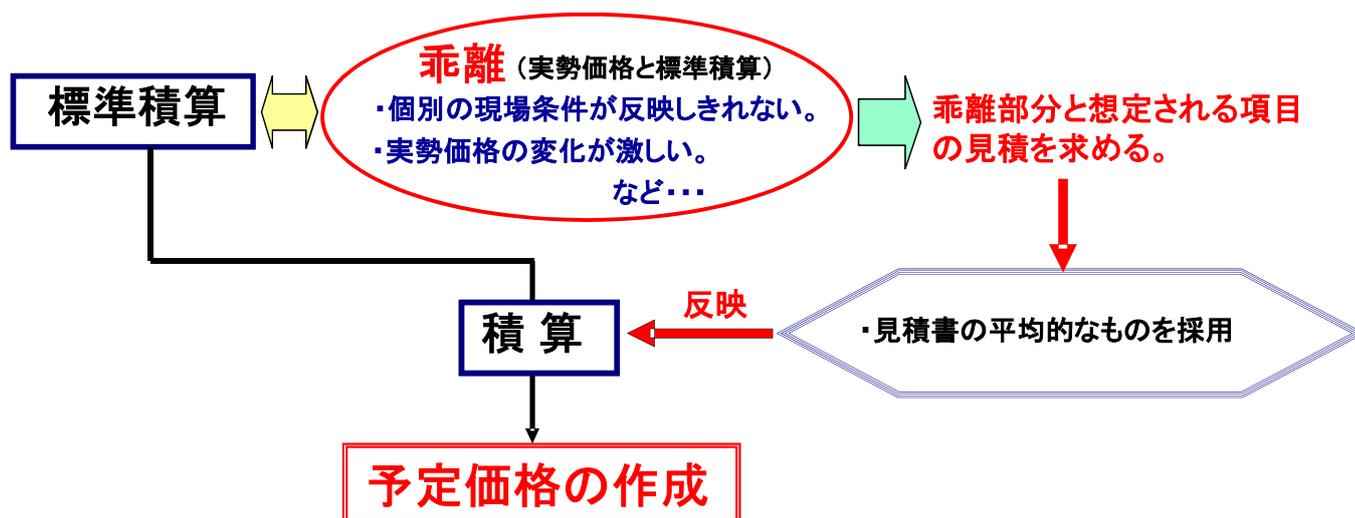
◆見積り活用方式

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する取り組みを開始

◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

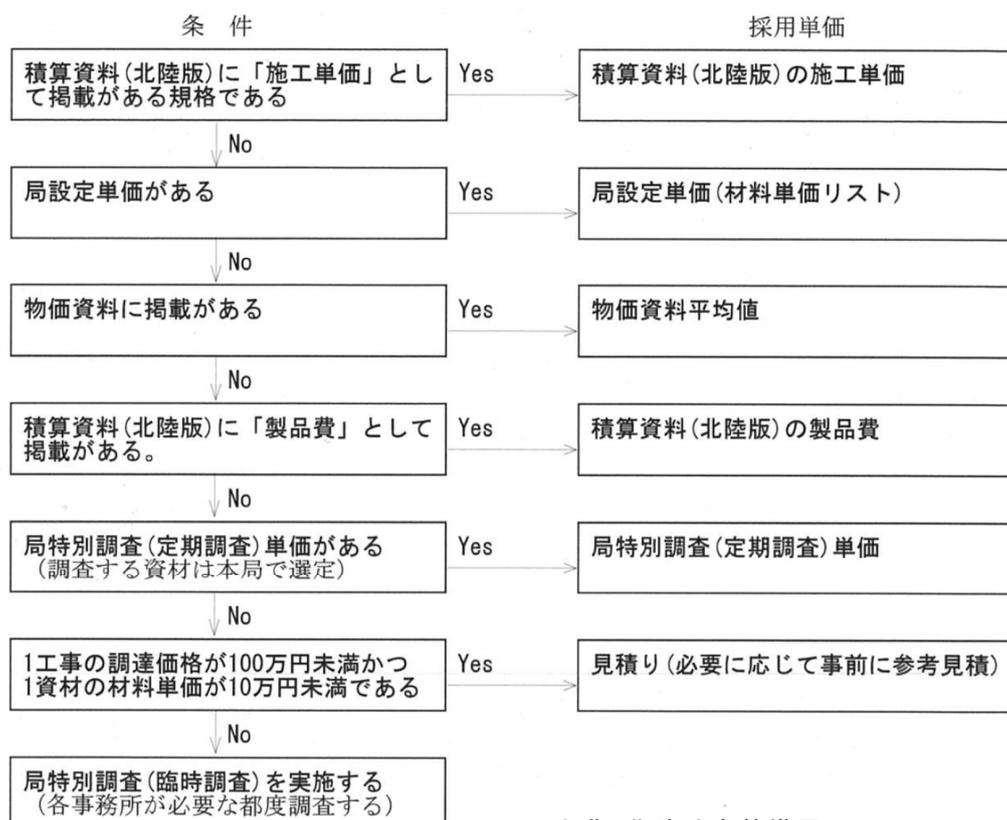
対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



15

「全国統一指標」 適正な予定価格の設定(単価決定ルール)

北陸地方整備局の単価決定フロー



出典：北陸地方整備局
積算基準書(労務賃金・材料単価) 平成30年度

16

出典:北陸地方整備局HP

<<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>>

土木工事設計変更ガイドライン(案)

平成27年5月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

目次

- 1 本ガイドライン策定の背景・・・・・・・・・・・・・P 1
 - ◆土木請負工事の特徴
 - ◆受発注者の留意事項
 - ◆設計変更の現状
- 2 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・・P 3
- 3 設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・・・・P 4
 - ◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き(契約書18条1-2)
 - ◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き(契約書18条1-3)
 - ◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き(契約書18条1-4)
 - ◆工事中止の場合の手続き(契約書20条)
 - ◆「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられる事例
- 4 設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・・・・P11
- 5 関連事項・・・・・・・・・・・・・P12
 - ◆指定・任意の正しい使い分け
 - ◆入札・契約時の設計図書等の疑義の解決
 - ◆土木工事設計変更ガイドライン(案)事例集

掲載されている契約書及び仕様書等の名称及び該当条項については、発注機関によって異なる場合がある。

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。
(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書(案)に定められている所定の手続きを経していない場合(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15)
- 正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合

※協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。

※承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者または受注者が書面により同意すること。

3 設計変更が可能なケース

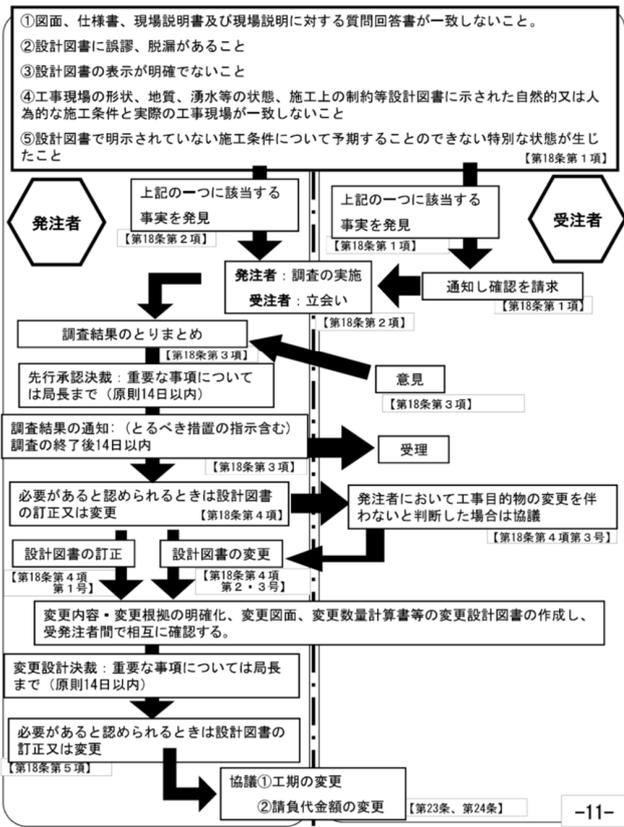
◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

- 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地を確認された場合
(ただし、所定の手続きが必要。)
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

4 設計変更手続きフロー



5 関連事項

◆土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集

○本ガイドライン案の理解を助けるため、工事施工対策部会の構成機関である発注者と受注者において設計変更事例を持ち寄り、「土木工事設計変更ガイドライン(案)事例集」を作成

○北陸地方において、実際に発注された工事の「設計変更となった事例」及び「設計変更とならなかった事例」を収集し、計57事例を掲載

- ・設計変更となった事例：45事例
- ・設計変更とならなかった事例：12事例

○平成22年3月より北陸地方整備局HPIに掲載

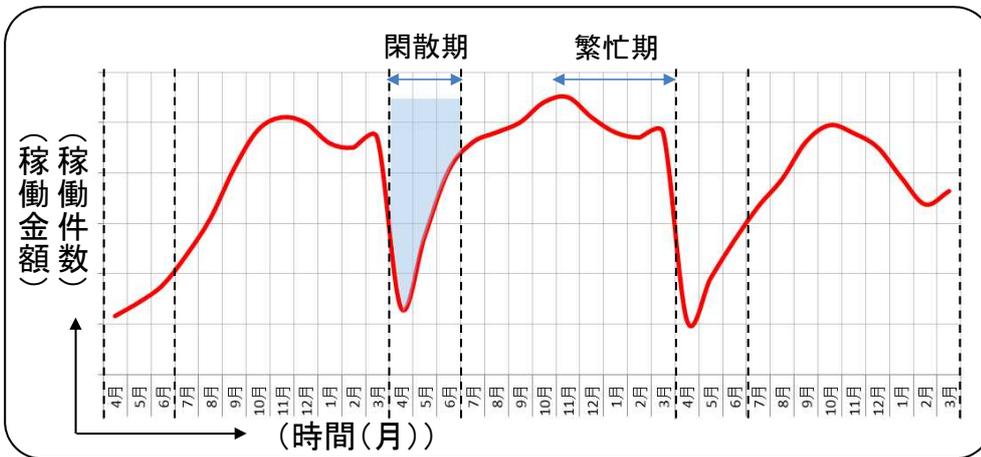
URL：http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html

-14-

19

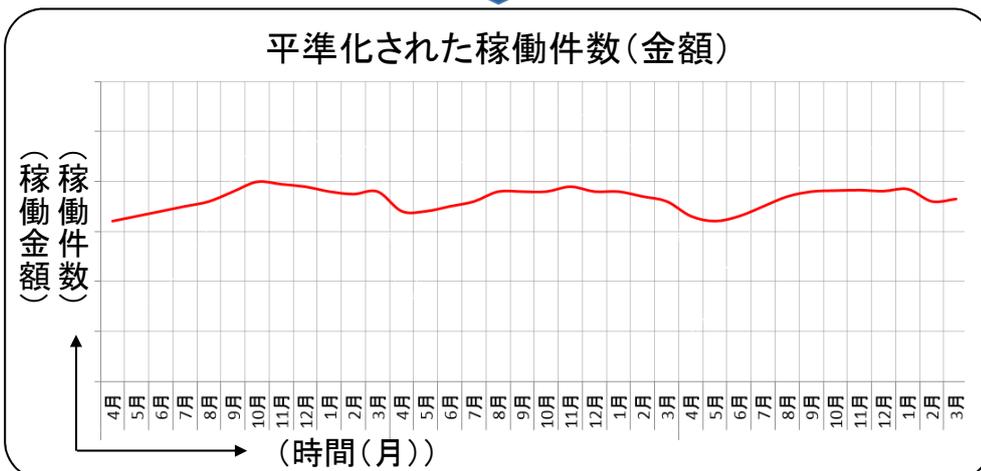
「全国統一指標」施工時期等の平準化

現状



- ◆ 現状では、4～6月が閑散期、年末・年度末が工期末の工事が多く、繁忙期となっている。
- ◆ 年間を通じた資機材・労働力確保による生産性の向上を図るため、施工時期の平準化が必要。

平準化イメージ



- ① 債務負担行為
 - ② 繰越制度の手続き
 - ③ 早期発注の手続き
- 等の活用

- 施工時期の平準化により、
- ◆ 資機材・人材の効率的な活用
 - ◆ 労働環境の改善
 - ◆ 生産性の向上

20

適切な工期設定

適切な工期設定（準備・後片付け期間の見直し）

- 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。（通年維持工事は除く）

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	現在の設定	最低必要日数	現在の設定	最低必要日数
河川工事	30～40 日	40 日	15～30 日	20日
河川・道路構造物工事	30～50 日	40 日	15～30 日	
海岸工事	30～40 日	40 日	15～30 日	
道路改良工事	30～50 日	40 日	15～20 日	
共同溝等工事	30～70 日	80 日	15～20 日	
トンネル工事	30～90 日	80 日	15～30 日	
砂防・地すべり等工事	15～40 日	30 日	15～30 日	
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	
P C 橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

今回追加

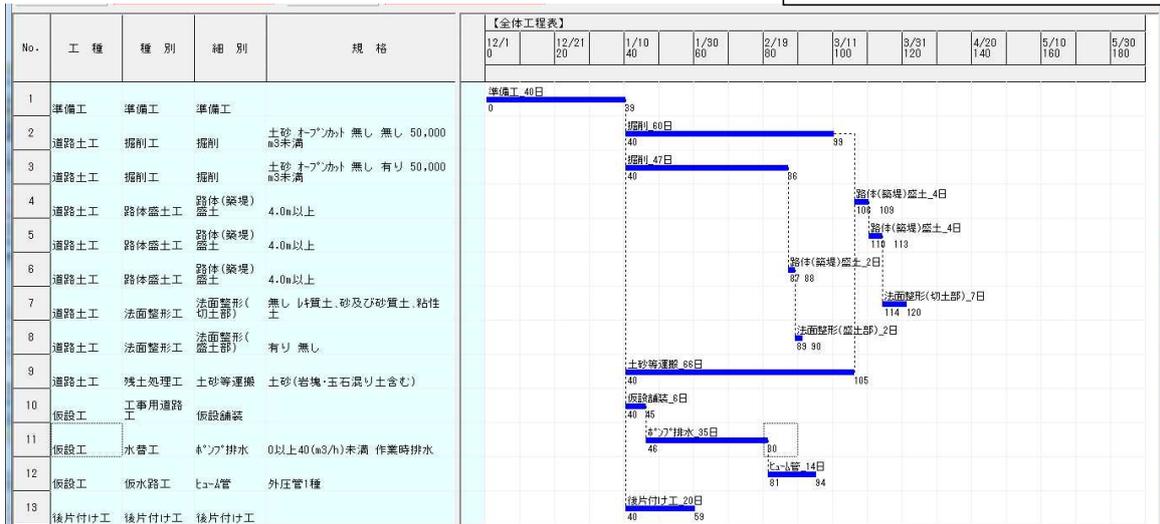
適切な工期設定（工期設定支援システム）

- 工期設定に際し、歩掛毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを作成
- 平成29年度より維持工事を除き原則的に全ての工事で適用

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム（イメージ）



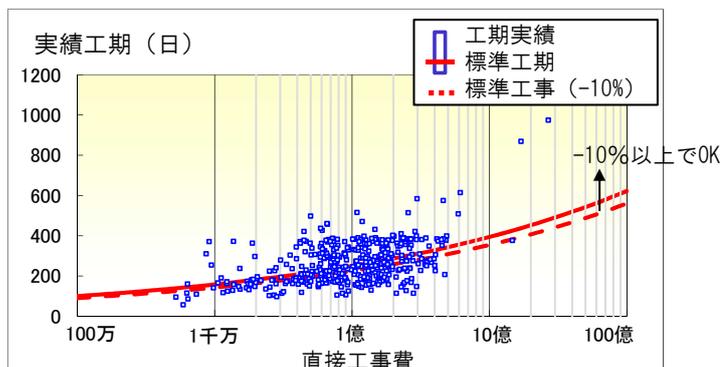
適切な工期設定（工期設定支援システム）

過去の同種工事の実績と比較し妥当性をチェック

- 設定した工期を、過去の実績（H21-25竣工工事）から作成した標準工期と比較し、現在設定している工期の妥当性を確認
- 標準工期と比較し、10%以上工期が短い場合は工程の妥当性を再確認

例：道路改良工事（直接工事費：1億円）において
工期設定支援システムを用いて工期を〇日を設定

過去の実績（H21-25竣工工事）から作成した標準
工期と自動的に比較



標準工期の-10%以下

標準工期の-10%以上

再確認

工期として設定

23

適切な工期設定（公共営繕）

国交省官庁営繕では、平成27年3月25日付けで、関連建設業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定の現状に関して問題意識を共有するとともに、適切な工期を設定するための方策等について、「**営繕工事における工期設定の基本的考え方**」として取りまとめました。

「営繕工事における工期設定の基本的考え方」

◎今年春の全国営繕主管課長会議幹事会及び総会において説明。

その後、地方公共団体等からの発注者支援アンケートの中で意見を頂き、

「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を公共工事全体に普及・促進するために

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

として取りまとめました。

◎本省と地方整備局等は、ブロック主管課長会議や市町村対象会議等を通じて、地方公共団体等に対して、説明や意見交換等を行うなど連携して、公共建築工事全体へ普及・促進を図って行く予定です。

◎今後、地方公共団体等が適切な工期設定及びその確保の一助となるよう、建設業団体等の意見・事例等を取り入れ、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」の解説(仮称)として別途作成し、官庁営繕工事において試行し、内容の精査・充実を図って行きます。

24

休日の確保に向けて「建設現場における週休2日の取り組みモデル工事」試行(案)

■H30年度の取り組み(北陸地整)【H30.5.21】

H30年度	発注者指定方式	受注者希望方式	
		標準型	工程共有強化型
工期設定	積算基準書に基づく ※工期算定支援システム活用を原則	同左	
入札段階	工期の設定根拠を特記仕様書で提示	同左	
契約後段階	・施工条件確認部会と工程調整部会の開催を必須 ・工程共有表(CCS等)に休日計画・実績を明記	同左	同左(加えて、工程調整部会を1回/月以上開催)
間接費の補正	・4週8休以上を達成の場合、 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費 を補正し、請負代金額を変更 ・4週8休に満たないものは、補正なし【4週8休≦】	・ 現場閉所状況に応じて、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費 を補正し、請負代金額を変更 【4週8休≦】【4週7休≦>4週8休】【4週6休≦>4週7休】	
成績評価	・達成(現場閉所・4週8休以上)できた場合に評価 ・受注者の責により確保できない場合は、実施状況に応じて減点を行う	・達成(現場閉所・4週8休以上)できた場合に評価 ・未達成の場合でも減点は行わない	
対象数	10件程度	200件程度	20件程度

	新潟県【H29.12.01】 週休2日取得モデル工事	富山県【H30.04.01】 週休2日制モデル工事	石川県【H30.04.01】 いしかわ土日おやすみモデル工事	新潟市【H30.04.01】 週休2日取得モデル工事
工期設定	発注時は積算基準(県版)の標準工事日数表より算出し、発注後に受発注者で付与日数を決定	県で設定した標準工期試算式(工種ごと)を用いて工期を設定	準備期間30~90日、後片付け20日、不稼働率1.9	発注後に受発注者で付与日数を決定
入札段階	モデル工事である旨を特記仕様書に明示	モデル工事である旨を特記仕様書に明示	モデル工事である旨を特記仕様書に明示	モデル工事である旨を特記仕様書に明示
契約後段階	施工計画書等の提出時に取得が確認できる工程表を提出	施工計画書提出までに休暇取得計画を提出(毎月履行報告時も提出)	施工計画書等の提出時に取得が確認できる工程表を提出	施工計画書等の提出時に取得が確認できる工程表を提出
間接費の補正	達成(現場閉所・4週8休相当)できた場合、 共通仮設費、現場管理費 を補正	達成率(現場閉所・4週8休達成週/総週)80%で 共通仮設費、現場管理費 を補正	達成(現場閉所・4週8休相当)できた場合、 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費 を補正	達成(現場閉所・4週8休相当)できた場合に 共通仮設費、現場管理費 を補正
成績評価	達成(現場閉所・4週8休相当)できた場合に評価 未達成の場合でもペナルティ無し	達成率(現場閉所・4週8休相当)達成週/総週)80%以上で評価。 未達成の場合でもペナルティ無し	達成(現場閉所・4週8休相当)できた場合に評価 未達成の場合でもペナルティ無し	達成(現場閉所及び代理人等4週8休相当)できた場合に評価 未達成の場合でもペナルティ無し
対象数	未定	50件程度	100件程度	40件程度

発注見通しの統合化の推進

発注見通しの統合(品確法運用指針)

【運用指針本文】

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等(以下「地域発注者協議会等」という。)を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める**。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

【解説】

発注見通しについて地区単位等で統合して公表

各発注機関それぞれで公表している発注見通しを統合して公表すること等により、受注者が技術者・技能者の配置等を計画的に行いやすい環境を整えることができる。

国土交通省をはじめ国の機関・都道府県等の発注見通しについてはポータルサイトにより、共有化されている。また、一部発注者においては、発注見通しの更新頻度を高める取組を実施されている(例えば、国土交通省では四半期毎に発注見通しを更新)。

特に、**東北地方においては**、技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、平成25年11月から**各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表されている**。

26

発注見通しの統合(メリット)

【これまで】

- ❑ 発注機関の多くはインターネットで発注見通しを公表。
- ❑ 公表は発注機関毎(各地域の局・事務所単位)で実施。
- ❑ 公表内容・公表(更新)時期も発注機関で異なっている。

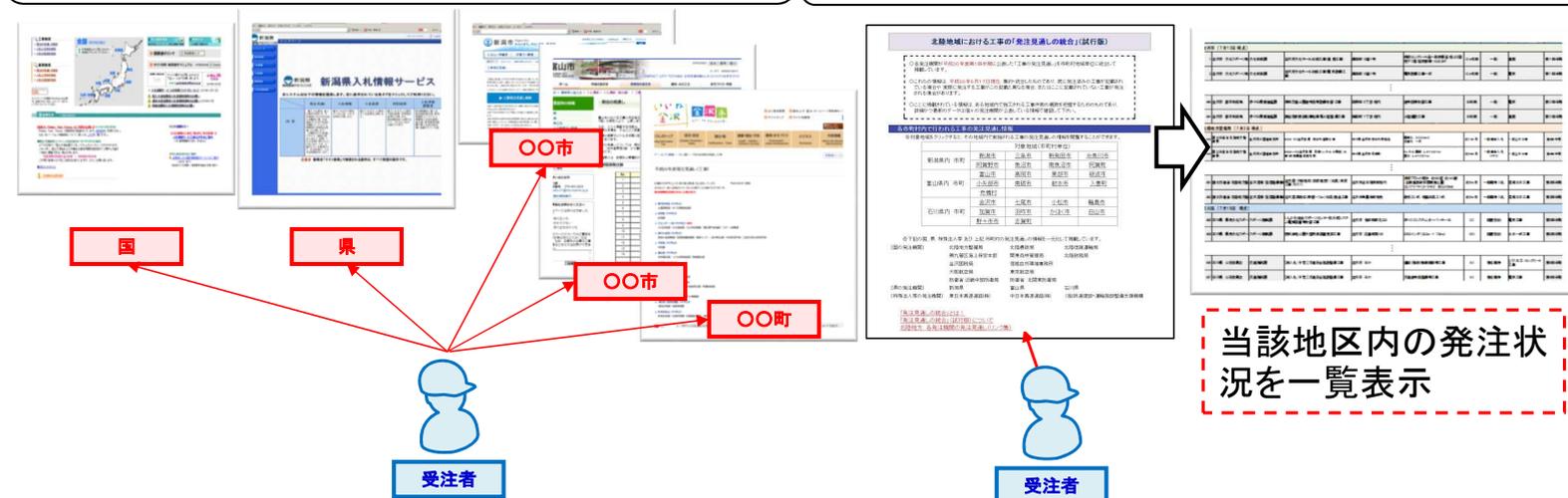
→ 一元的な情報把握が難しく、地域単位での発注予定を把握する場合、時間と手間を要している。

【発注者のメリット】

- 地区単位等で統合することで、発注者として地区毎の公共工事の発注状況が容易に確認でき、平準化検討の参考となる。

【受注者のメリット】

- 地域の担い手である建設企業にとっても地元地域の発注予定全体が容易に閲覧でき、計画的な技術者の配置や資機材の調達を踏まえた入札参加の検討が可能となる。(発注者として企業の生産性向上も支援)



各発注機関の発注見通し状況を機関毎にHP等で適宜確認

「統合版」より、地域単位での発注予定を把握、一元的な情報把握が可能。

27



H28.12 「発注見通しの統合」 試行開始 (市町村(16))

【アンケート調査の実施(実態把握)】

- ・各市町村毎に「発注見通しの公表」を実施。
- ・各発注機関において、入札契約適正化法施行令に基づく公表項目をすべて公表。
- ①工事の名称、②工事の場所、③工事の期間、④工事種別、⑤工事の概要、⑥入札及び契約の方法、⑦入札予定時期

【試行開始】

- ・準備のできた発注機関から対象地域の「発注見通しの統合」を公表。(北陸地整HPにて運用開始)

H29～ 「発注見通しの統合」 試行を拡大

【公表頻度】

- ・統合参画の準備のできた発注機関から1回/四半期の更新頻度で公表。
- ・試行版は、4月、7月、10月、1月の公表タイミングをにらみ、各月末までには北陸地整HPにて公表。

【公表様式の統一】

- ・公表様式の統一の運用に向けて検討。
- ※ H29.11 「発注見通しの統合」についての意見照会を実施。
(提供できるデータの種別及び内容(工事種別、発注担当課部局など)、課題などについてアンケート)
→ 公表する内容(項目)は、ほぼ同様のため、様式統一化への移行がしやすい。
→ 東北、中部、九州地整の事例を参考にして統一様式の運用方法を検討。(H30検討継続)

【参画機関の拡大】

- ・H30年度第1四半期の発注見通しにおいて試行拡大(H30.5より、27/63市町村)。

【様式のとりまとめ方法】(統一様式を定めるまでの当面の措置)

- ・現在、各機関が個々に公表している情報の電子データを事務局(北陸地方整備局)に送付。
- ・本格運用時には、統一様式を定めて市町村、県、出先機関等から直接データを事務局に送付。
※送付データはExcelかCSV形式のもの → データの取り違いや写し間違いなどを防ぐ。

各発注機関の発注見通しの統合化(公表)を目指す。

【現時点の統合地域(H30.5時点)】

- ・1政令市、22市、4町村を施工場所とする地域を統合公表
(新潟県)1政令市、6市、1町村 (富山県)7市、2町村 (石川県)9市、1町
- ※ なお、協議会員以外の発注機関(大阪航空局、東京航空局、近畿中部防衛局、北関東防衛局)も参画。

発注見通しの統合(HP・現在)

<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/burokkukouhyou/hacchu/hacchu.html> (1/3)

H30年5月～

北陸地域における工事の「発注見通しの統合」(試行版)

- 各発注機関が平成30年度第1四半期に公表した「工事の発注見通し」を市町村地域単位に統合して掲載しています。
- これらの情報は、平成30年5月17日現在、集約・統合したものであり、既に発注済みの工事が記載されている場合や、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、またはここに記載されていない工事が発注される場合があります。
- ここに掲載されている情報は、ある地域内で施工される工事件数の概数を把握するためのものであり、詳細かつ最新のデータは個々の発注機関が公表している情報で確認して下さい。

各市町村内で行われる工事の発注見通し情報

◎対象地域をクリックすると、その地域内で実施される工事の発注見通しの情報を閲覧することができます。

		対象地域(市町村単位)			
新潟県内 市町	新潟市	三条市	新発田市	糸魚川市	
	阿賀野市	魚沼市	南魚沼市	阿賀町	
富山県内 市町	富山市	高岡市	黒部市	砺波市	
	小矢部市	南砺市	射水市	入善町	
	舟橋村				
石川県内 市町	金沢市	七尾市	小松市	輪島市	
	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	
	野々市市	志賀町			

◎下記の国、県、特殊法人等及び上記市町村の発注見通しの情報を一元化して掲載しています。

【国の発注機関】	北陸地方整備局	北陸農政局	北陸信越運輸局
	第九管区海上保安本部	関東森林管理局	北陸財務局
	金沢国税局	信越自然環境事務所	
	大阪航空局	東京航空局	
	防衛省 近畿中部防衛局	防衛省 北関東防衛局	
【県の発注機関】	新潟県	富山県	石川県
	【特殊法人等の発注機関】 東日本高速道路(株)	中日本高速道路(株)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構

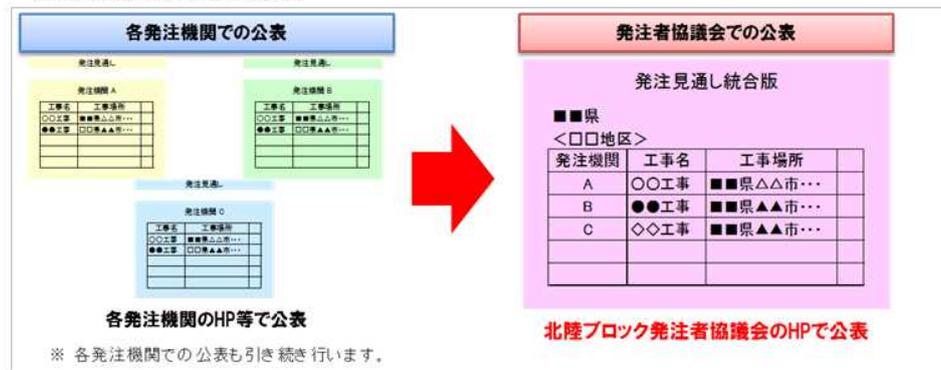
発注見通しの統合(HP・現在)

http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/burokkukouhyou/hacchu/hacchu.html (2/3)

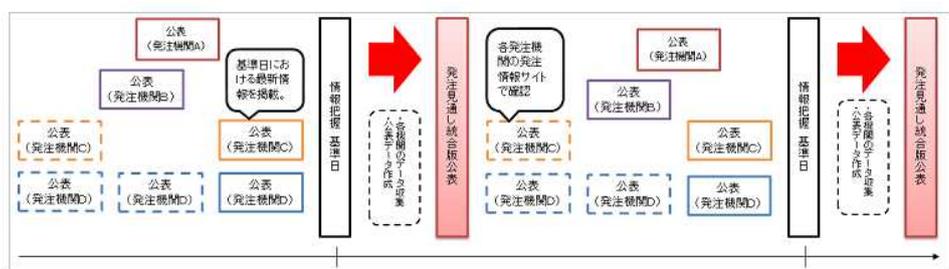
H30年5月～

「発注見通しの統合」とは！

- ◎現在、発注機関の多くはインターネット(ホームページ)等で発注見通しの情報を公表しているため、機関毎のホームページ等で逐次確認する必要があります。
- ◎本ホームページの「統合版」では、地域単位(市町村単位)での発注予定を把握できるため、一元的な情報把握が可能となり、競争参加資格者等による技術者の配置、建機材の調達など、計画的な施工体制の確保に役立てることが期待されます。



- ◎「統合版」では、四半期ごとの更新を原則としています。
- ◎公表(更新)時期は発注機関毎に異なるため、「統合版」では、更新時点(4月、7月、10月、1月)の最新情報を掲載し、以降に更新された情報については、各発注機関の発注情報サイトでご確認をお願いします。



◎最新情報の確認のため、各発注機関の発注情報サイトのリンクを掲載します。

発注見通しの統合(HP・現在)

http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/burokkukouhyou/hacchu/hacchu.html (3/3)

H30年5月～

「発注見通しの統合」(試行版)について

◎国、県、特殊法人等及び当該市町村の発注見通しを一元化して公表します。

№	発注機関	所在地・事業所	工事名	工事種別	工事概要	工期	入札方式	工事種別 工事の種別	入札予定時期
◎◎県〇〇市内における工事の発注見通し									
国・都道府県庁舎 (〇月×日 掲載)									
1	国土交通省 北陸地方整備局	〇〇県〇〇市	〇〇工事	〇〇県〇〇市〇〇地区	修繕工 1式 舗装工 1式	2019年	一般競争入札	一般土木工事	第1回半期
2	国土交通省 北陸地方整備局	〇〇県〇〇市	●●工事	〇〇県〇〇市〇〇地区	道路改良工 1式 舗装改良工 1式 橋梁改良工 1式	2019年	一般競争入札	道路維持工事	第2回半期
県庁舎等 (〇月×日 掲載)									
6	国土交通省 北陸地方整備局	〇〇県〇〇市	〇〇工事	〇〇県〇〇市〇〇地区	国土工 1式 舗装改良工 1式 道路改良工 1式	2019年	一般競争入札	土木一式工事	第1回半期
7	国土交通省 北陸地方整備局	〇〇県〇〇市	●●工事	〇〇県〇〇市〇〇地区	国土工 1式 道路改良工 1式	2019年	一般競争入札	土木一式工事	第2回半期
林野庁、〇〇県庁舎等 (〇月×日 掲載)									
11	林野庁 〇〇県庁舎等	〇〇県〇〇市	〇〇工事	〇〇県〇〇市〇〇地区	林野改良工 1式	2019年	一般競争入札	土木一式工事	第2回半期
12	林野庁 〇〇県庁舎等	〇〇県〇〇市	●●工事	〇〇県〇〇市〇〇地区	国土工 1式	2019年	一般競争入札	土木一式工事	第3回半期
〇〇県 (〇月×日 掲載)									
13	〇〇県 土木部	〇〇県〇〇市	〇〇工事	〇〇県〇〇市〇〇地区	橋梁改良工 1式	2019年	一般競争入札	土木一式工事	第1回半期
14	〇〇県 土木部	〇〇県〇〇市	●●工事	〇〇県〇〇市〇〇地区	橋梁工 1式	2019年	一般競争入札	土木一式工事	第2回半期
〇〇市 (〇月×日 掲載)									
75	〇〇市 土木部	〇〇市〇〇区	〇〇工事	〇〇市〇〇区〇〇地区	配管工 1式	2019年	一般競争入札 (各市区町村)	土木一式工事	第2回半期
76	〇〇市 土木部	〇〇市〇〇区	●●工事	〇〇市〇〇区〇〇地区	配管工 1式	2019年	一般競争入札 (各市区町村)	土木一式工事	第3回半期
〇〇県建設事務所 (〇月×日 掲載)									
148	〇〇県建設事務所	〇〇県〇〇市	△△工事	〇〇県〇〇市〇〇地区-△△地区	〇〇工 1式	2019年	各市区町村競争 入札方式	土木一式工事	第2回半期
149	〇〇県建設事務所	〇〇県〇〇市	△△工事	〇〇県〇〇市〇〇地区	道路改良工 1式	2019年	各市区町村競争 入札方式	道路一式工事	第3回半期

発注見通しの統合(本格運用時のHP・素案)

現在

(市町村単位の公表)



H30年〇月～(イメージ)

(地区単位の公表)

各市町村内で行われる工事の発注見直し情報

◎対象地域をクリックすると、その地域内で実施される工事の発注見直しの情報を閲覧することができます。

		対象地域(市町村単位)			
新潟県内	市町	新潟市※	三条市	新発田市	糸魚川市
		阿賀野市	魚沼市	南魚沼市	阿賀町
富山県内	市町	富山市	高岡市	砺波市	南砺市※
		射水市	入善町		
		金沢市	七尾市	小松市	輪島市
石川県内	市町	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市
		野々市市	志賀町		

※ 平成30年4月以降参画予定市町村

地区単位

- 新潟県 (2018年2月28日更新)
- 富山県 (2018年2月15日更新)
- 石川県 (2018年2月日更新)

「〇〇県」をクリック

例)新潟県

新潟県

- 村上地区** 村上市、関川村、粟島浦村
- 新発田地区** 新発田市、胎内市、阿賀野市、聖籠町
- 新潟地区** 新潟市、五泉市、阿賀町
- 三条地区** 三条市、加茂市、田上町、弥彦村
- 長岡地区** 長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町
- 魚沼地区** 魚沼市
- 南魚沼地区** 南魚沼市、湯沢町
- 十日町地区** 十日町市、津南町
- 柏崎地区** 柏崎市、刈羽村
- 上越地区** 上越市、妙高市
- 糸魚川地区** 糸魚川市
- 佐渡地区** 佐渡市



各県の土木事務所の所管市町村単位で地区を設定

発注見通しの統合(本格運用時のHP・素案)

例)富山県

富山県

- 新川地区** 滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町
- 富山地区** 富山市、上市町、立山町、舟橋村
- 高岡地区** 高岡市、射水市、水見市、小矢部市
- 砺波地区** 砺波市、南砺市



例)石川県

石川県

- 奥能登地区** 珠洲市、輪島市、能登町、穴水町
- 中能登地区** 七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、宝達志水町
- 県央地区** 金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
- 石川地区** 野々市市、白山市
- 南加賀地区** 小松市、加賀市、能美市、川北町

